

## 新旧対照表

### BeingCollaboration 会員規約

頁	項目	現行	新規	変更内容
2	第 8 条 2 項	利用契約は、前項の申込に対し、当社が承諾し、当該の手続きが完了後、利用希望者に開通通知書（当社が定めるログインアカウントに関する情報）を送付した時点で成立するものとします。又、当該時点を属する月をもってお客様が本サービスの利用を開始した月とします。なお、お客様は、当該通知書の送達があった月の末日までの期間は本サービスを無償で利用することができるものとします。	利用契約は、前項の申込に対し、当社が承諾し、当該の手続きが完了後、利用希望者に開通通知書（当社が定めるログインアカウントに関する情報）を送付した時点で成立するものとします。又、当該時点を属する月をもってお客様が本サービスの利用を開始した月とします。	「なお、お客様は、当該通知書の送達があった月の末日までの期間は本サービスを無償で利用することができるものとします。」の記述を削除。
3	第 12 条 1 項	本サービスの利用料金は、その利用を開始した日が属する月の翌月 1 日から発生します。	本サービスの利用料金は、その利用を開始した日が属する月から発生します。	「の翌月 1 日」の記述を削除。
3	第 12 条 2 項	利用料金は、契約内容に応じて、月初から月末までの 1 ヶ月を単位として計算するものとします。お客様は、利用料金及びこれにかかる消費税等相当額を、当社からの請求書に従い請求月の翌々月末までに当社指定の金融機関に振込みによる方法により支払うものとします。振込み手数料はお客様負担とします。	利用料金は、契約内容に応じて、月初から月末までの 1 ヶ月を単位として計算するものとします。お客様は、利用料金及びこれにかかる消費税等相当額を、当社からの請求書に従い請求月の翌月末までに当社指定の金融機関に振込みによる方法により支払うものとします。振込み手数料はお客様負担とします。	「翌々月末」から「翌月末」に変更。
3	第 12 条 4 項	本条の規定は、法人や団体等が当社と別途締結した契約に基づき本サービスを利用しているお客様には適用されません。	本条の規定は、当社との間で、本規約とは別に個別契約（以下、契約名称にかかわらず「個別契約」といいます。）を締結し、当該個別契約において本条と異なる定めがあるお客様には適用されません。この場合、個別契約の規定が優先されるものとします。	個別契約について明記。
3	第 13 条 1 項	本サービスの契約期間は、申込の際にお客様と当社との間で合意する期間としますが、本サービスの最低契約期	本サービスの契約期間は、申込の際にお客様と当社との間で合意する期間としますが、本サービスの最低契約期	最低契約期間を「3 ヶ月」から「1 ヶ月」

		間は 3 ヶ月とします。なお、本規約に定めがある場合を除き、最低契約期間内に契約を解除された場合でも、当社からの請求に従い当該最低契約期間の利用料等をお客様は支払うものとします。又、契約期間途中のご利用条件の変更はオプションサービスの追加のみとさせていただきます。お客様が契約期間途中に、ディスク容量の縮小、ユーザーID の減少を希望される場合であっても支払済み利用料その他諸費用は返還いたしません。	間は 1 ヶ月とします。なお、本規約に定めがある場合を除き、最低契約期間内に契約を解除された場合でも、当社からの請求に従い当該最低契約期間の利用料等をお客様は支払うものとします。又、契約期間途中のご利用条件の変更はオプションサービスの追加のみとさせていただきます。お客様が契約期間途中に、ディスク容量の縮小、ユーザーID の減少を希望される場合であっても支払済み利用料その他諸費用は返還いたしません。	に変更。
5	第 18 条（機器の故障）	当社の営業所内に設置され当社が管理する本サービスの機器が当社の過失により故障し本サービスの提供が中止した場合（ただし、前条第 1 項に記載する各場合を除く。）、当社は本サービスがお客様における利用不能と知った時刻から起算して 24 時間以上利用不能が継続した場合に限り、1 ユーザーID につき月割計算した利用料の 30 分の 1 に利用不能の日数を乗じた額（円未満切り捨て）を限度として、お客様に現実に発生した損害を賠償するものとします。	当社が管理する本サービスの機器が当社の過失により故障し本サービスの提供が中止した場合（ただし、前条第 1 項に記載する各場合を除く。）、当社は本サービスがお客様における利用不能と知った時刻から起算して 24 時間以上利用不能が継続した場合に限り、1 ユーザーID につき月割計算した利用料の 30 分の 1 に利用不能の日数を乗じた額（円未満切り捨て）を限度として、お客様に現実に発生した損害を賠償するものとします。	「当社の営業所内に設置され」の記述を削除。

## BeingCollaboration PM 会員規約

頁	項目	現行	新規	変更内容
2	第 8 条 2 項	利用契約は、前項の申込に対し、当社が承諾し、当該の手続きが完了後、利用希望者に開通通知書（当社が定めるログインアカウントに関する情報）を送付した時点で成立するものとします。又、当該時点を属する月をもってお客様が本サービスの利用を開始した月とします。なお、お客様は、当該通知書の送達があった月の末日までの期間は本サービスを無償で利用することができるものとします。	利用契約は、前項の申込に対し、当社が承諾し、当該の手続きが完了後、利用希望者に開通通知書（当社が定めるログインアカウントに関する情報）を送付した時点で成立するものとします。又、当該時点を属する月をもってお客様が本サービスの利用を開始した月とします。	「なお、お客様は、当該通知書の送達があった月の末日までの期間は本サービスを無償で利用することができるものとします。」の記述を削除。
3	第 12 条 1 項	本サービスの利用料金は、その利用を開始した日が属する月の翌月 1 日から発生します。	本サービスの利用料金は、その利用を開始した日が属する月から発生します。	「の翌月 1 日」の記述を削除。
3	第 12 条 2 項	利用料金は、契約内容に応じて、月初から月末までの 1 ヶ月を単位として計算するものとします。お客様は、利用料金及びこれにかかる消費税等相当額を、当社からの請求書に従い請求月の翌々月末までに当社指定の金融機関に振込みによる方法により支払うものとします。振込み手数料はお客様負担とします。	利用料金は、契約内容に応じて、月初から月末までの 1 ヶ月を単位として計算するものとします。お客様は、利用料金及びこれにかかる消費税等相当額を、当社からの請求書に従い請求月の翌月末までに当社指定の金融機関に振込みによる方法により支払うものとします。振込み手数料はお客様負担とします。	「翌々月末」から「翌月末」に変更。
3	第 12 条 4 項	本条の規定は、法人や団体等が当社と別途締結した契約に基づき本サービスを利用しているお客様には適用されません。	本条の規定は、当社との間で、本規約とは別に個別契約（以下、契約名称にかかわらず「個別契約」といいます。）を締結し、当該個別契約において本条と異なる定めがあるお客様には適用されません。この場合、個別契約の規定が優先されるものとします。	個別契約について明記。
3	第 13 条 1 項	本サービスの契約期間は、申込の際にお客様と当社との間で合意する期間としますが、本サービスの最低契約期間は 3 ヶ月とします。なお、本規約に定めがある場合を除き、最低契約期間内に契約を解除された場合でも、当社	本サービスの契約期間は、申込の際にお客様と当社との間で合意する期間としますが、本サービスの最低契約期間は 1 ヶ月とします。なお、本規約に定めがある場合を除き、最低契約期間内に契約を解除された場合でも、当社	最低契約期間を「3 ヶ月」から「1 ヶ月」に変更。

		からの請求に従い当該最低契約期間の利用料等をお客様は支払うものとします。又、契約期間途中のご利用条件の変更はオプションサービスの追加のみとさせていただきます。お客様が契約期間途中に、ディスク容量の縮小、ユーザーID の減少を希望される場合であっても支払済み利用料その他諸費用は返還いたしません。	からの請求に従い当該最低契約期間の利用料等をお客様は支払うものとします。又、契約期間途中のご利用条件の変更はオプションサービスの追加のみとさせていただきます。お客様が契約期間途中に、ディスク容量の縮小、ユーザーID の減少を希望される場合であっても支払済み利用料その他諸費用は返還いたしません。	
5	第 18 条（機器の故障）	当社の営業所内に設置され当社が管理する本サービスの機器が当社の過失により故障し本サービスの提供が中止した場合（ただし、前条第 1 項に記載する各場合を除く。）、当社は本サービスがお客様における利用不能と知った時刻から起算して 24 時間以上利用不能が継続した場合に限り、1 ユーザーID につき月割計算した利用料の 30 分の 1 に利用不能の日数を乗じた額（円未満切り捨て）を限度として、お客様に現実に発生した損害を賠償するものとします。	当社が管理する本サービスの機器が当社の過失により故障し本サービスの提供が中止した場合（ただし、前条第 1 項に記載する各場合を除く。）、当社は本サービスがお客様における利用不能と知った時刻から起算して 24 時間以上利用不能が継続した場合に限り、1 ユーザーID につき月割計算した利用料の 30 分の 1 に利用不能の日数を乗じた額（円未満切り捨て）を限度として、お客様に現実に発生した損害を賠償するものとします。	「当社の営業所内に設置され」の記述を削除。